

二松學舎松苓会奨学金【給付】

本学の同窓会組織である二松學舎松苓会が設置している奨学制度です。

家庭の経済状況の急変により、卒業困難な事態に至った学部4年次在学学生に対し、その支援と将来有為な人材の育成を目的としています。

平成29年度から給付となりました。

給付額は、当該年度学納金(授業料及び施設費)の半額以内で、未納の学納金の範囲内です。対象学生は、原則として学部4年生の2人以内です。

二松學舎松苓会奨学金規程

(目的)

第1条 二松學舎松苓会は、人物、学業成績とも優秀で、かつ家計急変等により学費納入が困難な学生の修学を奨励するため奨学金制度を設け、学納金(授業料及び施設費)の半額以内を奨学金として給付し、本学課程の卒業を支援する。

(資金)

第2条 奨学金は、松苓会が毎年度積み立てる資金、及びその他の収入をもって充てる。

(給付対象者)

第3条 奨学金の給付対象となる学生(以下「奨学生」という)は、正規課程に在籍し、卒業が見込まれる4年次生2名以内とする。

2 第4条に規定する給付額の総額が、年度予算(2名分)に満たない場合は、年度予算の範囲内で2名を超えて対象者とすることができる。

(給付額)

第4条 奨学金の給付額は、当該年度学納金(授業料及び施設費)の半額以内とし、未納の学納金の範囲内とする。

(使用目的)

第5条 奨学金は、奨学生の未納の学納金に充て、他の目的に使用してはならない。

(候補者選考時期)

第6条 奨学生候補者の選考は、毎年卒業判定の時期に行う。

(出願書類)

第7条 奨学金の給付を希望する者は、次の各号の書類を添え、大学に願出するものとする。

(1) 願書

(2) 奨学金を必要とする理由書または家計急変等を証明する書類

(3) その他必要な書類

(候補者選考及び決定)

第8条 奨学生候補者の選考は、大学が行い、学長の推薦に基づき会長が決定する。

(通知)

第9条 奨学生の採否通知は、大学を通して行う。

(施行細則)

第10条 本規程に定めることその他、必要な事項は細則をもって別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、幹事会の議を経て総会が行う。

附則(平成23年6月11日)

この規程は、平成23年6月11日から施行する。

附則(平成24年6月16日)

この規程は、平成24年6月16日一部改正し施行する。

附則(平成29年6月10日)

- 1 この規程は、平成29年6月10日から施行する
- 2 この規程の施行日前の「二松學舎松苓会貸与奨学金規程」(平成23年6月11日制定)は、貸与奨学生の返還終了をもって廃止する。
- 3 この規程の施行日前の「二松學舎松苓会貸与奨学金規程」(平成23年6月11日制定)による奨学生の募集は、この規程の施行日をもって休止する。